

令和4年度沖縄県消費生活審議会 議事録

1 日時 令和4年11月17日(木) 14:00~15:40

2 場所 沖縄県議会棟4階 執行部職員控室

3 出席者

(1) 委員 (10名)

本田 祥子 (現職：弁護士)
南 のぶ (現職：司法書士)
赤嶺 和子 (現職：NPO 法人消費者センター沖縄 理事長)
土屋 善和 (現職：琉球大学教育学部 准教授)
東江 建 (現職：沖縄県生活協同組合連合会 専務理事)
満名 悦子 (現職：沖縄県民生委員児童委員協議会 副会長)
奥間 千賀子 (現職：一般社団法人沖縄県PTA連合会 副会長)
小浜 徹 (現職：公益社団法人沖縄県工業連合会 事務局長兼総務部長)
福地 敦士 (現職：沖縄県商工会議所連合会 事務局長)
高原 義信 (現職：沖縄県農業協同組合中央会 代表理事専務)

※欠席 (2名)

與那覇 信子 (現職：沖縄県婦人連合会 会長)
下地 イツ子 (現職：沖縄県高等学校PTA連合会 会長)

(2) 事務局

子ども生活福祉部 消費・くらし安全課長、副参事、消費生活班長、担当主査
保健医療部 衛生薬務課主幹
教育庁 県立学校教育課指導主事

4 議事内容

【事務局 米須班長(消費・くらし安全課)】

それでは、これより沖縄県消費生活審議会を開催いたします。

議事の進行につきましては、議長は、審議会の会長が行うこととなっておりますが、会長が選任されるまでの間は司会で議事を進めさせていただきます。

まず始めに、本日の会議の公開についてご報告いたします。本日の会議は公開としており、報道機関が入出する場合もございますので、ご承知おき下さるようお願いいた

します。

報道機関の皆様や傍聴者の皆様におかれましては、傍聴にあたり、会議の支障になる行為がないよう、事務局から呼びかけるということにしております。

次に、審議会を開催する前に、事前に送付させていただいております資料の確認をお願いします。

事前に郵送させていただいた資料は、

- ・令和4年度沖縄県消費生活審議会次第
- ・資料2 沖縄県消費生活審議会委員名簿
- ・資料3 第3次沖縄県消費者基本計画の推進状況（令和3年度）
- ・資料4 第2次沖縄県消費者教育推進計画の推進状況（令和3年度）
- ・資料5 沖縄県消費生活条例、沖縄県消費生活審議会規則

となっております。

次第、資料2の委員名簿につきましては、修正版をお配りしておりますので、ご確認よろしくをお願いします。

また追加資料といたしまして、

- ・資料1 配席図
- ・資料6 「第4次沖縄県消費者基本計画」概要
- ・第3次沖縄県消費者基本計画
- ・第2次沖縄県消費者教育推進計画
- ・第4次沖縄県消費者基本計画
- ・沖縄県食品ロス削減推進計画

をお配りしております。資料はそろっておりますでしょうか。

もし不足資料がございましたら、挙手にてお知らせください。

続きまして、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

本日、與那覇信子委員、下地イツ子委員は、所用のため欠席との連絡がありました。

また、福地委員におかれましては本日所用のため、14:45頃ご退席されますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

当審議会12名のうち、10名ご参加いただいております。

資料5の沖縄県消費生活審議会規則第5条2項の規定により、委員の過半数の出席をみたしておりますので、会議開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、今回新委員として初めての審議会ですので、各委員から一言、自己紹介をお願いしたいと思います。

順番は資料2の順番で、お願いしたいと思います。

本田委員からよろしくお願いいたします。

【本田委員】

この度初めて沖縄県消費生活審議会の委員を務めさせていただきます、弁護士の本田と申します。

沖縄弁護士会で消費者問題特別委員会の委員をやっております。この委員会では、日頃から消費者問題について検討をし、検討した問題について国等に提言を行ったり、消費者関連法案の法制について改正の提言をしたり、意見を発出する活動をしております。

その他に、日頃から弁護士業務の一環として、消費者の方の相談をお伺いすることが多いのですが、そのようなご相談はあくまで事後的な対応しかできないというところが難しいところです。

今回は審議会の委員として、消費者の方の生活向上というところに別の角度から取り組んでいけることを嬉しく思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【南委員】

司法書士の南と申します。昨年に引き続き、審議会の委員を務めさせていただきます。

日頃、業務で消費者問題を取り扱うことがなかなかないので、有益な意見が言えるかどうか不安なところはありますが、お役に立てるように頑張りますので、よろしく申し上げます。

【赤嶺委員】

NPO法人消費者センター沖縄の赤嶺と申します。よろしく申し上げます。

消費者センター沖縄では、県をはじめ12市町村から消費生活相談の業務を受託しております。日々消費者からの相談に応じて、事業者と交渉しているという毎日を送っております。

今回審議会委員に初めてなりましたが、消費者の被害を防いで、自立したうちな一消費者をどのように育てていったらよいかということと一緒に勉強しながら、少しでもお手伝いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【土屋委員】

琉球大学教育学部の土屋と申します。前回から引き続き委員となりました。

私の研究分野は、消費生活ということで、特に家庭科の教員の方が現場でしっかりと消費者教育をこなせるよう、教員の育成を行っております。

前は皆さんのいろんな意見を聞きながら、私自身も勉強させていただきました。引き続きお世話になりますが、よろしく願いいたします。

【東江委員】

沖縄県生活協同組合連合会の東江といいます。前回から引き続きの就任となります。

県内には8つの生協があり、38万人の組合員がおります。組合員に対して消費者教育などがフィードバックできるようになればという思いで参加しています。よろしくお願いいたします。

【満名委員】

沖縄県民生委員児童委員協議会副会長の満名と申します。

当初、消費者というと食べ物だけかと思っていましたが、この審議会の中で、子どもたちや高齢者、障害者のことを勉強させていただきました。

今回もまた勉強させていただいて、第一線で活躍している民生委員児童委員の方に、私が学習したことをお伝えしようかと思えます。引き続き、よろしくお願いいたします。

【奥間委員】

沖縄県PTA連合会副会長の奥間千賀子と申します。

現在、小学校の校長をしております。消費生活については子どもたちに直結した問題もたくさんありますので、こちらで勉強させていただければと思えます。よろしくお願いいたします。

【小浜委員】

沖縄県工業連合会の小浜と申します。私も前回に引き続き、委員を就任させていただいております。

工業連合会は、県内の製造業、ものづくり企業が主な会員となっております。

この消費生活審議会については、内容が多岐にわたっておりますので、私自身も勉強させていただきながら、有益な情報については会員に情報提供していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【福地委員】

沖縄県商工会議所連合会の福地でございます。前回に引き続き、委員をお引き受けさせていただきます。

前回の審議会では、情報リテラシーの問題やエシカル消費という新しい言葉が出てきておりました。そういう新しいこともしっかり受け止めながら、公正な商取引に結びつけていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【嵩原委員】

J A沖縄中央会の嵩原と申します。私も前回に引き続き、委員を拝命させていただきました。

昨年度、審議会に参加させていただいて、視界が広がり、一消費者として大変勉強に

なっていると思います。消費者の立場で、あまり力まずに、この協議に参加できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

所属が農業の団体ですので、基本的なスタンスは農業生産の側となりますが、当然ながら食を介して消費も密接に関わってきますので、ここで学習させていただいて持ち帰りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局 米須班長（消費・くらし安全課）】

委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、(3)議事(ア)会長、会長代理の選出に移ります。

お手元の資料5をご覧ください。

沖縄県消費生活審議会規則第4条第2項により、会長は委員の互選により定めることになっておりますので、委員の皆様にお諮りします。会長はどなたがよろしいでしょうか。自薦、他薦を含め、ご意見ある方は挙手にてお願いいたします。

〔委員の推薦、立候補なし〕

特にご意見がないようでしたら、事務局から案を提示してよろしいでしょうか。

〔各委員了承〕

ありがとうございます。それでは、事務局から提案をお願いします。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

消費・くらし安全課の奥間です。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より提案させていただきます。

会長には、土屋委員をお願いしたいと考えております。

土屋委員は、現在琉球大学で消費生活に関する研究や授業をされており、消費者教育の専門家です。また、昨年度まで本審議会の専門部会長として部会を取りまとめていただいたことから、会長には適任であると考えております。

【事務局 米須班長（消費・くらし安全課）】

ただいま、事務局から提案のありました、土屋委員に会長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔各委員了承〕

委員の皆様の了解が得られたようですので、土屋委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。

【土屋委員】

お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局 米須班長（消費・くらし安全課）】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、土屋委員には会長席に移動していただき、議事の進行をお願いしたいと思います。

【土屋会長】

皆様、改めまして、こんにちは。

ただいま、本審議会の会長に選出されました土屋です。

限られた時間ではございますが、委員それぞれのお立場から、活発な議論を行いたいと思いますので、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、審議会規則第4条第4項により、会長が会長代理の指名をすることになっております。そこで、沖縄弁護士会で消費者問題対策委員会の委員として取り組まれておられる、本田委員に会長代理をお願いしたいと思います。

本田委員よろしいでしょうか。

【本田委員】

はい、お引き受けいたします。よろしくお願いいたします。

【土屋会長】

本田委員、ありがとうございます。

それでは、本田委員、会長代理をよろしくお願いいたします。

次に、議事(イ)「消費者苦情処理部会委員、部会長及び部会長代理の選出」に移ります。

審議会規則第6条第1項の規定により、「審議会に消費者苦情の調停及び訴訟の援助に関する事項を処理させるため、消費者苦情処理部会を置く」こととされています。また、同条第2項の規定により「部会委員は会長が指名する7人以内の委員をもって構成する」こととされていますので、指名させていただきます。

部会委員には、学識経験者の本田委員、南委員、消費者代表の與那覇委員、東江委員、事業者代表の小浜委員、高原委員、会長の私、合計7名としたいと思います。與那覇委

員については、本日欠席でございますが、ご承知いただけるものと思います。いかがでしょうか。

〔各委員了承〕

委員の皆様の了解が得られたようですので、皆様よろしく申し上げます。

次に、審議会規則第6条第4項の規定により「部会長は委員の互選により定める」ととされております。部会委員の皆様、部会長の選任についてご意見ありますでしょうか。自薦、他薦を含め、ご意見ある方は挙手にてお願いいたします。

〔委員の推薦、立候補なし〕

特に意見がなければ、私から提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔各委員了承〕

部会長は、本田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔各委員了承〕

【本田委員】

はい、お引き受けいたします。

【土屋会長】

本田委員、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

では次に、部会長代理についてですが、部会長代理は部会長が指名することとなっておりますので、本田委員、指名をお願いします。

【本田委員】

本田でございます。

部会長代理には、沖縄県司法書士会の南委員にお願いしたいと思います。

南委員、よろしいでしょうか。

【南委員】

はい、お引き受けいたします。

【本田委員】

南委員、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【土屋会長】

それでは、議事を進めてまいります。

議事(ウ)の「第3次沖縄県消費者基本計画の推進状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局 棚原副参事（消費・くらし安全課）】

説明の前に、資料について訂正がありますので、説明差し上げます。

資料2の沖縄県消費生活審議会委員名簿をご覧ください。

一番下の事業者代表、髙原義信様、沖縄県農業協同組合中央会の代表常務理事という役職名に誤りがございました。正式には、代表理事専務となります。誤りについて訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。

それでは、事務局から説明させていただきます。

【事務局 喜屋武主査（消費・くらし安全課）】

資料3の1ページをご覧ください。

始めに「第3次沖縄県消費者基本計画」の概要を説明します。

消費者基本計画は4つの基本目標のもとに、16の施策の方向性を定め、64の施策を実施しています。

基本目標1 消費者の安全・安心の確保、食品や商品、サービスの安全が確保され、消費者が安心できるよう、事業者等への指導や監視、情報提供などを行います。

食品の安全・安心の確保については、「沖縄県食品の安全・安心推進計画」を策定し、取り組んでいます。

基本目標2 自主的かつ合理的な選択の機会の確保、合理的に商品やサービスを選ぶためには、適正な表示や規格、公正・公平な取引、公正な価格などが必要。各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供などを行います。

基本目標3 消費者被害の防止と救済、消費者被害の防止、早期発見、迅速な対応のため、市町村の相談体制の充実や高齢者等を消費者被害から守るネットワーク作りの支援、インターネットに関する消費者被害の防止対策などに取り組んでいます。

基本目標4 消費者啓発・消費者教育の推進及び消費者意見の反映、消費者自身が知識を持ち、合理的に判断し、行動できるようライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者の自主的な組織活動などを支援しています。

これらの目標の下、「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立」の実現をし、「県民の消費生活の更なる安定と向上」をめざします。

次に2ページをご覧ください。基本計画に盛り込まれた64の施策のうち、31項目について数値目標を設定しております。A、B、C、Dの4つの区分により推進状況を把握しております。

次に3ページの【表1】をご覧ください。

令和3年度は達成が大幅に遅れたCの施策が5項目ありますが、すべて新型コロナウイルス感染症拡大防止のためとなっております。

続いて4ページをご覧ください。

数値目標が設定されている31項目についての推進状況一覧表となっております。

また、数値目標の設定がない施策についても担当課に推進状況を報告してもらっておりますので、確認をお願いします。

今回は時間の都合により、主な取組4つと目標達成が難しかったBとCの12の施策について報告します。

最初に主な取組の報告をします。8ページをご覧ください。

食肉供給工程における監視指導の実施についての取組ですが、数値目標設定が、と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率）と食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）となっており、それぞれ94%と103%となっています。

これらの取組については、法律に基づき、と畜場の構造設備基準、と畜場の設置者等が高ずべき衛生保持事項を、毎日、定期的に監視を行っています。

更に令和3年度6月に本格施行となった国際的な衛生管理手法であるHACCPに基づく衛生管理が各と畜場、食鳥処理場にも導入され、適切に運用されているかについて、外部検証という形で監視業務を毎日行っています。

コロナ禍においても、と畜場、食鳥処理場が開場されている限り、と畜場に搬入される家畜をと畜検査し、その施設に関しても高度な衛生管理を行っているかどうかを、と畜検査員、食鳥検査員は毎日チェックし、安全安心な食肉・食鳥肉の確保を行っています。

次に13ページをご覧ください。

食品の安全安心に関する意見交換会を開催していますが、令和3年度は、食品安全委員会との共催で、県立高校の調理学科の生徒とWebで食中毒をテーマに、講習、グループワーク等を実施しました。

雰囲気もとても良く、生徒の皆さんも積極的に参加し、その後のアンケート調査についても食中毒の知識を学び、今後就く食品関係の仕事に関して責任を持って取り組みたい。との感想も寄せられるなど、大変充実した取組ができています。

令和4年度も同様に取り組む予定です。

次に16ページをご覧ください。

電気用品安全法に基づく電気用品販売事業者への立入検査についてですが、目標値は12件で令和3年度は20件となっております。

こちらは、一部市町村に権限委譲しており、市町村の実績が増えたことによります。続いて、目標達成が難しかった取組やコロナ禍において実施方法を工夫した取組について報告をします。

9 ページをご覧ください。

監視指導や講習会は各保健所において実施する業務となっており、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に関する業務を優先に行ったことにより、目標値を下回りました。

続いて、13 ページをご覧ください。

食中毒予防のためのイベントの開催ですが、目標値を下回ってはいますが、規模は縮小したものの、銀行や保健所にて食品衛生に関するパネル展示や普及啓発パンフレット等の配布を行い、食品衛生思想の普及啓発ができたと認識しております。

次に 15 ページをご覧ください。

LP ガス販売店への立入検査についてですが、目標 20 件に対し、15 件の立入検査となっていますが、令和3年度はガス販売店に加え、ガス器具販売事業者への立入検査も行いました。

次に 20 ページをご覧ください。

こちらは3つの課からそれぞれ報告を受けておりますので、20 ページから 22 ページの説明になります。

食品表示法に基づく適正な食品表示の推進として、3つの課で保健事項、衛生事項、品質事項に分け、巡回調査を行っております。

こちら保健所が実施する業務もあり、新型コロナウイルス感染拡大に関する業務を優先的に行ったことにより、規模を縮小しての巡回となりました。

表示講習会については、県内5地域で開催予定でしたが、県内全域を対象にオンラインで開催したため、1回となっておりますが、周知はされたと認識しております。

次に 27 ページをご覧ください。

計量検定所による商品量目立入検査についてですが、こちら新型コロナウイルス感染防止のため、スーパー等への立入検査を控えたことにより目標値を下回りました。

次に 28 ページの貸金業者への立入検査ですが、こちら感染防止のためとなっております。

次に 58 ページをご覧ください。

消費者教育推進講座受講者数ですが、こちら新型コロナウイルスにより、講座の中止や申し込みが減少したことにより目標値を下回っています。

次に 61 ページをご覧ください。

金融に関する講演会や講座の参加人数ですが、こちら新型コロナウイルスにより、講座の中止や申し込みが減少したことにより目標値を下回っています。

次に 71 ページをご覧ください。

食育啓発イベントの実施については、目標値を下回ってはおりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、従来の集客型イベント開催方法を見直し、オンラインを活用したことによります。

令和2年度は新型コロナウイルスに伴う業務や緊急事態宣言、蔓延防止等により、取組が大幅に遅れたり、実施困難な施策が32.3%ありましたが、令和3年度はコロナ禍でも実施できるように、工夫して取組みを進めてきました。

令和4年度も引き続き、取組を進めて行きたいと思います。

簡単ではありますが、以上で第3次消費者基本計画の推進状況の報告を終わります。

【土屋会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたしたいと思います。ご意見のある方は挙手していただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

【嵩原委員】

素朴な疑問ですが、平成29年度から令和3年度までの計画となっているかと思いますが、今の説明は最終の進捗確認ということになるのでしょうか。

総括的なところをやろうとしているのか、私自身が把握していないところがあるので、教えてほしいなと思います。

【土屋会長】

ありがとうございます。ただいまの意見に対して、事務局より回答をお願いします。

【事務局 喜屋武主査（消費・くらし安全課）】

事務局より回答いたします。5年計画にはなっているのですが、基本目標については、基本的に第4次消費者基本計画に継承されておりますので、施策を減らしたものはありません。引き続き取組を進めてまいります。

【土屋会長】

ありがとうございました。

今のご意見も踏まえまして、皆様の方から確認したいこと等、ございますでしょうか。それでは、特に意見がございませんので、次に移りたいと思います。

議事(エ)の「第2次沖縄県消費者教育推進計画の推進状況について」事務局から説明をお願いします。

【事務局 喜屋武主査（消費・暮らし安全課）】

始めに沖縄県消費者教育推進計画の概要を説明します。

資料4の1ページの右側、施策体系をご覧ください。

消費者教育推進計画は「考えて行動できる「うちなー消費者」」の育成を目標に4つの基本的な方針のもとに12の施策の方向性を定め、62の取組を実施しています。

基本的な方針Ⅰ ライフステージに応じた消費者教育の推進は、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた消費者教育の取組となっております。

Ⅱの社会情勢の変化に対応した消費者教育は成年年齢引下や高齢化、高度情報通信ネットワーク社会等の社会情勢の変化に対応する消費者教育の取組となっております。

基本的な方針Ⅲの消費者教育の担い手の育成は消費者教育の場や機会づくりを促進するためには、消費者教育講座や啓発を担う人材が不可欠であることから、消費者教育の担い手育成やコーディネーターの配置及び育成に取組む内容となっております。

Ⅳの人や地域・社会、環境を意識した消費行動の推進は、持続可能な社会の構築に向け、積極的に消費者市民社会の形成へ参画することができる消費者の育成を目指す取組となっております。

次に2ページから4ページをご覧ください。

取組項目は62個ありますが、そのうち23個は再掲となっております。

消費者教育推進計画の進捗状況については、5ページから28ページまで取組ごとに作成しておりますが、時間の都合上、主な取組の説明をしたいと思います。

5ページをご覧ください。

基本方針Ⅰ「ライフステージに応じた消費者教育の推進」について報告します。

施策の方向1 幼児・児童及び生徒に対する消費者教育は、

学校において、学習指導要領に基づく授業を実施しました。小学校で、物や金銭の使い方と買い物、中学校で、金融などの仕組みや働き、金銭の管理と購入、消費者の権利と責任、消費生活・環境についての課題と実践、高等学校で、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任等の授業を実施しました。

特に高等学校においては、令和4年4月からの成年年齢引下げに対応するため、消費生活に関する授業を高校2年生までに実施しております。

また、教員の指導力向上のため、消費者行政部門と学校教育部門が連携し、意見交換や消費者トラブルの情報交換、各種講座へ派遣しました。

消費生活に関する情報提供については、消費者トラブルを未然に防止できるよう、悪質商法等に関する情報や製品使用時の事故情報等について、TV、新聞、広報誌、ホームページ等を通じて行いました。

消費者教育講座や金銭・金融教育に関する講座については、学校や地域の高齢者、保護者を対象に消費者教育講座を69回、3,635人に実施し、金銭・金融講座は95回、2,682回実施しております。新型コロナの影響で講座の機会は減少していますが、大学

における講座回数・人数は増加しており、課題である若年者の消費者教育、金銭・金融教育に取り組んでいます。

次に8ページをご覧ください。

大学生等若年者に対する消費者教育については、

先ほどの幼児・児童及び生徒に対する消費者教育の取組に加え、若年者を狙った消費者被害防止のため、沖縄県多重債務問題対策協議会・沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議の構成員と連携し、情報共有や無料相談会を開催し、多重債務対策及びヤミ金融被害防止対策の推進に取り組みました。

次に10ページをご覧ください。

施策の方向3、地域・家庭・職域における消費者教育については、先ほどまでの取組に加え、生涯学習講座、施設と連携した消費者教育、障害者への消費者教育の推進に取り組みました。

昨年は県立図書館において、12月に金銭教育に関する講座を実施、2月には宮古島市立図書館で高校生の保護者を対象に成年年齢引下に伴う消費者トラブルに関する講座を実施しました。また、障害を持っている方への消費者教育については、卒業し社会に出る前の特別支援学校の生徒に対し、契約、お金、デジタルコンテンツに関する消費者教育講座を実施しました。

次に14ページをご覧ください。

施策の方向4 消費者教育における県消費生活センターの拠点化については、消費生活に関する情報提供や、消費者教育、金銭・金融教育に関する講座の実施、悪質商法に関する普及啓発、また、市の消費生活センターへの支援として、消費者生活相談員、消費者行政従事職員及び弁護士による情報交換会を5回実施しました。

次に16ページをご覧ください。

基本方針Ⅱ 社会情勢の変化に対応した消費者教育の推進について報告します。 施策の方向1 成年年齢引下げに対応した消費者教育については、消費生活に関する情報提供、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業の実施、消費者教育、金銭・金融教育に関する講座の実施に取り組みました。

「社会への扉」は12のクイズで「契約・お金・暮らしの安全、消費生活センターについて」を学べる実践的な消費者教育教材となっており、昨年度は県立高校58校、特別支援学校18校で活用した授業を実施しており、全校実施にむけ、取り組んでいます。

次に、18ページをご覧ください。

施策の方向2 高齢者に対する消費者教育として、

消費生活に関する情報提供、消費者教育、金銭・金融教育の講座を実施しました。

成年後見制度利用促進市町村計画策定や中核機関の設置に向け、自治体への出張相談・研修会を12自治体で実施しました。また、市町村職員向けの相談窓口の設置や市民後見人制度に関する運営委員会を開催しました。

判断能力が不十分な認知症高齢者等が地域において自立した生活を送れるよう、714件の福祉サービスの利用援助を行いました。

警察においては、防犯講話の実施や安心ゆいメール、SNSを活用した情報発信を実施し、防犯活動を推進しました。

高齢者と接する機会の多い、関係機関、団体等に情報提供や講座を開催しました。地域包括支援センターの職員に対しては、地域包括ケアシステムの推進に向けた各種取組に係る研修会、勉強会を実施しました。

次に、22 ページをご覧ください。

施策の方向3 高度情報通信ネットワーク社会へ対応するため、相談の多いデジタルコンテンツに関連した消費者トラブルについて、消費者教育講座を実施しました。

また、SNSを利用した架空請求について、警察本部と連携し、安心ゆいメールでの注意喚起をしました。

サイバー犯罪への対策については、検挙対策を強化するとともに、抑止に向けた広報啓発活動を実施し、サイバーセキュリティの意識の向上を図りました。

スマートフォン、SNSの急速な普及によるインターネット利用の危険性を児童、生徒へ考えさせる機会として、作文、ポスター、標語の募集をしました。また、令和2年度の最優秀作品をポスター、チラシとして作成し、5,390枚配布しました。

次に23 ページをご覧ください。

基本方針Ⅲ 消費者教育の担い手の育成について報告します。

消費生活相談員のスキルアップのため、国民生活センターのオンデマンド配信講座を、宮古、八重山も含め相談員全員が受講しました。

教職員については、国民生活センター主催の講座が沖縄県で開催されたことにより、多くの教職員が参加でき、消費者教育の指導力の向上を図ることができました。

また、地域の消費者教育の関係者に向け、消費者教育講座を実施しました。

消費者教育を担う多様な関係者を繋ぐために、消費者教育コーディネーターを配置し、学校・社会福祉協議会・地域包括支援センター・商工会等を積極的に訪問し、消費者教育講座の受講者の掘り起こしや、消費生活関連情報の提供を行うとともに、消費者トラブルについて、消費生活センターへ繋げる活動を行いました。また、消費者教育講座においては、講師も務めました。

次に26 ページをご覧ください。

基本方針Ⅳ 人や地域・社会、環境を意識した消費行動の推進について報告します。

施策の方向1 エシカル消費の推進は、消費者教育講座や食品ロス削減月間に合わせ啓発ポスターの企画展示を実施しました。また、今後の取組につなげるため、沖縄県民のエシカル消費認知度調査を実施しました。

施策の方向2 環境に配慮については、消費行動を推進するため、幼児から大人までの幅広い年齢層を対象に、出前講座、自然観察会、イベント開催、体験プログラム・連

続講座等の環境教育を実施しました。

ごみの減量化の推進のため、路線バスでの車内広告や県4市町村の5校9クラスで「買い物ゲーム」を実施しました。

地球環境保全活動の推進のため、6月に新聞やホームページ、SNS等で啓発をしました。

クリーンエネルギーの推進のため、宮古島でITを活用した電力供給を最適化するエネルギーマネジメントシステムの実証試験をしたことで、太陽光発電設備や電気温水器等の設置が進み、クリーンエネルギーの普及に繋げることができました。

地域へ配慮した消費行動の推進のため、沖縄県産食材を積極的に活用している飲食店「おきなわ食材の店」制度の運営や周知活動等を行いました。登録店舗数は令和3年度末で314店舗となり地産地消の推進につながりました。

また、県民に向け、「琉球料理と地産地消」をテーマに講演や意見公開行い、地産地消における食育について考える機会を作りました。

県産品の推奨のため、各種法令に基づく審査を実施し、県産品の品質向上を推進しました。また、選定された優良な県産品を物産展等で展示しました。

令和4年度は「消費者教育推進計画」を「消費者基本計画」の「基本目標の一つ」として位置付け、今後の施策をより総合的かつ計画的に推進していきます。

以上で、沖縄県消費者教育推進計画の推進状況の報告を終わります。

【土屋会長】

ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手していただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。会長から質問してもよいでしょうか。

5頁目の消費者教育に関すること、私が専門なので聞きたいのですが、先ほど「学習指導要領に基づいた社会科や技術・家庭科等の教科指導を中心とした消費者教育」というところで、「実施した」という報告があったが、どなたが実施したのか、お聞きしたい。仮にこれが現場の先生が実施したということであれば、実施した状況をどのように把握しているのかということをお聞きしたいというのが1点。

あと、「成年年齢引き下げに伴う、高等学校学習指導要領の改正により、高等学校家庭科における消費生活分野を2年生までに履修」となっているのですが、基本的にいつ履修するかということは指導要領に記載されていないので、これはおそらく「させた」という表現があるので、何かしら手立てを打ってさせたのか。現場の先生に任せると現場の先生は、先生の指導計画の下にどこでやるということを決めることができると思う。ただ、ここでは「させた」といっているなので、こちらから「してください」と呼びかけたのか、通知を出したのか、そのあたりをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

【事務局 平良指導主事（県立学校教育課）】

1点目の学習指導要領に基づくというところの「実施した」というところについては、学習指導要領の中で「取り扱うこと」となっていますので、「実施する」と判断しての「実施した」となっております。

また、「2年生までの履修」というのは、文部科学省の方から教育課程の編成にあたっての指示がこのように出ておりますので、学校にはその旨を伝えて、家庭科は2年生までに必ず消費生活分野をやるということで、教育課程の確認をしております。

【土屋会長】

わかりました。ありがとうございます。
そのほか、いかがでしょうか。

【東江委員】

仕事柄センターの相談員の皆さんと会う機会があるのでその関連でお聞きするのですが、23頁の消費生活相談員への研修と、あわせて次の頁に消費者教育コーディネーターを育成するについて、若い世代のなり手がいない、相談員になる方が少ないということがある。資料に記載されている内容は、今いる方への研修だということだと思いますが、さらに新しい相談員を育成するための取組をしないと、今後事業そのものが厳しくなるのではないかと、話を聞いていて思った。

そのあたりについて、これまでも取組をやってきたのか、今後のことも含めてお聞きしたい。

あわせてコーディネーターの方はどういった方が配置されているのか聞きたい。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

消費生活相談員に関しましては、全国的に相談員の数が減っているということがあるようです。たしかに相談件数は減っていますが、これから相談員をどのように育成していくかということについては、国民生活センターの方と情報交換をしまして、資格を持った方が直接相談されることは難しいですが、それに近いような形で各都道府県若しくは市町村で経験をされた方を、みなしの消費生活相談員としてやっていけるのではないかと、動きがあるところです。

コーディネーターの派遣につきましては、今手元に資料はないのですが、税理士の方やファイナンシャルプランナーの方、先生方を配置しております。後ほど資料を提供いたします。

【土屋会長】

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

質問ではないのですが、私からよろしいでしょうか。

かなり講習やセミナーをやられているということで、その回数自体は目標設定されているということで、それはそれでいいと思うのですが、講習やセミナーをした効果というものは蓄積されているのでしょうか。実施したからよかったではなくて、こういうものを実施してこうなったからよかったというところで、検証していかなければいけないところがあると思います。回数をこなした方が、機会が増えるのでいいかと思いますが、例えばこういうことをしたことによって、市民や子どもたちが変わった、家庭が変わったということが、セミナー等の最後にアンケート調査をしているかと思うのですが、そういうものの蓄積やセミナーの効果があったという検証はされているのでしょうか。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

教育現場の学校の先生に対する研修を実施した場合には、しっかりとアンケートを取っています。例えば、中部農林高校の定時制や他の定時制高校の方々の研修に関しましても、アンケートを実施し回答を頂いております。

私の方では把握していませんが、中学生や高校生にアンケートを実施しているかは把握しておりません。

【土屋会長】

ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか。

【赤嶺委員】

23 頁の消費者教育の担い手の育成に関して、今いる消費生活相談員の研修は行われておりますが、今高齢化によってなかなか新しい相談員がうまれないという状況なのですが、新人の方を育てるということを、県・市町村はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

新人の消費生活相談員の育成については、全国的な課題となっております。消費生活相談員の資格試験がございますが、国民生活センターから委託を受けました業者が、オンラインで試験を合格するための講座を実施しておりますので、その講座に受けさせて、また受かるような形で情報提供をしております。

国民生活センターの方とお話ししますと、全国的には合格率が 30%程度なのですが、沖縄県は合格率が低い状況です。例年 20 名程度受験しましたら、その中から合格者は 1 人という状況です。合格率が低いことも課題の 1 つであると考えています。

県としましては、消費生活相談員の育成については、これからも課題になっていくと思います。今後、センター、相談員の方々、当課のメンバーで検討していきたいと考えております。

【土屋会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

なれないから少ないのか、なりたいと思う人がいなくなっているのか、というところの課題がわかると、それに対するアプローチができるのかと思います。ぜひ、よろしくをお願いします。

【満名委員】

23 頁の「④インターネット利用の危険性の認識向上のための広報啓発」の内閣府が行っている「青少年の非行・被害防止全国強化月間」について。地域の方では、青少年の深夜徘徊の防止、飲酒の防止を実施していましたが、ここ3年間コロナの影響で実施されていませんが、どういったところでやっていたのでしょうか。

また、21 頁の「⑩生涯学習講座、施設と連携した消費者教育」の「①子育てにかかるお金の話、②初めての資産運用」について、テレビや新聞の情報では、資産運用をなるべくするようということが言われていますが、この講座ではどういった教育をやっているのでしょうか。興味があるので教えてください。

【事務局 喜屋武主査（消費・くらし安全課）】

ご質問ありがとうございます。1 点目の質問については、青少年・子ども家庭課が管轄していますので、確認して回答させていただきたいと思います。

また、2 点目の質問については、教育庁生涯学習振興課が管轄していますので、確認して後日回答させていただければと思っております。

【満名委員】

資産運用の件については、今後子どもも親と一緒に資産運用に関わっていくべきなのかということが気になったので、後日教えていただければと思います。

【本田委員】

資産運用の件について、最近消費者から投資関係の相談が多くなっています。

昔からあるような「お金を預けてお金が返ってきません」というような相談もあれば、若い方で FX などの自動売買のプログラムを 30 万円くらいで先行投資ということで買ってしまったというご相談が多くなっています。

投資にしる何にしる、お金を稼ぐ、資産形成していくことについて、コツコツと着実

にやっていく方法があるということ、子どもの頃から知っておくことは大事な
ことではないかと思えます。実際にやるかどうかはともかくとして、投資でお金を増や
していくことは着実にやらないと危ないということを知っておくことはいいことだ
と思うので、施策として親と一緒にやっていくという方がいい方法だと考えます。

私の質問として、20 頁の「⑥成年後見制度の利用の促進」のところの、沖縄市と北中
城村の市民後見人推進事業の支援について、育成のための研修や講座にはたくさんの方
が参加されているようなのですが、効果として成年後見制度に対する取り組みについて
一定の効果があったと記載があるのですが、市民後見研修を受けて、実際に成年後見人
になられた方がいらっしゃるのか、何回くらい受けたらなれるのかをお聞きしたいです。

【事務局 奥間課長（消費・くらし安全課）】

ご質問ありがとうございます。こちらの施策については、所管が高齢者福祉介護課に
なっておりますので、確認して後日回答させていただければと思います。

【土屋会長】

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

【嵩原委員】

9 頁の「⑤悪質商法に関する普及啓発」の「効果と課題」の書きぶりについて、「施
策の方向2 大学生等若年者に対する消費者教育」の枠なので、さらっとこういう風に
記載されていると思うのですが、11 頁にも同じような書きぶりがあります。「施策の方
向3 地域・家庭・職域における消費者教育」の枠なので、もう少し書き方に工夫が必
要なのではないか。

同じものが 15 頁にもある。コロナ禍であまり動けなかったということは理解してい
ます。悪質商法に関する普及啓発について、注意喚起を契機にマスコミ報道へと発展した
事例もある、大学生等若年者には届きにくいという課題があると、さらっと同じことが
いろんなところ書かれている。あまりにも単純な評価・総括になっている。対象がそ
れぞれ分かれているのであれば、もう少し工夫が必要なのではないかと印象として思い
ました。事務局を批判するために言っているのではなくて、もう少し丁寧に評価する必
要があると思います。一番社会問題になりやすいところだと思ってみていたので、もう
少し丁寧な対応が必要ではないかというのが印象です。

もう 1 点が、投資に関する教育が必要だと委員の皆さんからも意見がありましたが、
私もまさにそういう思いを日頃から持っております。消費者が投資とギャンブルのよう
な投機の違いをはき違えているように感じるので、もう少しそのあたりの教育を、学校
の教育現場でもそうですが、リスクの度合いをしっかりと理解させないといけないと思

っています。若年層もそうですが大人も同じで、あまり知識がないところに投機話を持ちかけられて引っかかるというケースが多々あると思っています。その知識を上げていくために何ができるのかということをもう少し考えた方がいいのではないかと思います。

全体を眺めてみてあまりそういうところの書きぶりが見えなかったものですから、この枠で書くかは検討していただきたいと思います。ギャンブルへの引っかかりやすさ、金融リテラシーの低さについては昨年も話が出ていましたが、その一環だろうと思いますが、教育の必要性、重要性をもう少し意識する必要があるかと思います。

【事務局 喜屋武主査（消費・暮らし安全課）】

髙原委員、ありがとうございました。

1点目の悪質商法に関する取り組みが何回か出てくることについてですが、取り組み中62個施策がありますが、3分の1以上が再掲ということで同じ施策がのっています。何故かというところが国が計画を作る際にライフステージ・年齢に応じて、消費者教育をなさいという方針を出したので、どうしても同じ施策が並んでいきます。昨年度の第4次計画策定の際に、ライフステージも大事ですが、再掲ばかりではなくて、それぞれの場所でどういった教育をしていった方がいいかということ整理して、施策をまとめています。ですので、今年度の取り組みの報告は来年度やるかと思いますが、その際はこのようなことが少なくなっているかと思います。

2点目の金融教育についてですが、昨年度第4次計画を策定する際に沖縄県の金融リテラシーがものすごく低いということでした。第4次計画の冊子の9頁を見ていただけますでしょうか。沖縄県の特有の課題として、金融広報中央委員会が実施した調査があるのですが、18歳以上の個人の金融リテラシー、お金の知識・判断力ですが、この調査では沖縄県の正答率が全国で最下位となっております。10頁の上段に調査の結果が掲載されておりますが、51%、半分の人たちは回答できないという状況が問題になっていきます。8頁の(ア)で経済的状况を課題で載せていますが、沖縄県の県民所得は全国平均の70%しかなく全国最下位となっており、また、貯蓄高も全国最下位となっています。46位の青森県と比べても287万円も貯蓄現在高が少ない状況となっています。昨年度計画を策定している中でも、沖縄県民の課題として、金融知識がないということが議論にあがったので、第4次計画の中で「金融教育の推進」を新しく施策を追加しています。今年度、金融教育をどこがやるか、何をやるかということ、今調整を進めていますので、来年度からは金融教育についてももう少し説明できるのではないかと思います。

【土屋会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

まだご質問があるかもしれませんが、時間が近づいていますのでここで切りたいと思

います。また、質問・意見を受け付ける場を設定して下さるということですので、こちらでご意見を下さればと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事を進めてまいります。

議事(オ)の「第4次沖縄県消費者基本計画について」事務局から説明をお願いします。

【事務局 喜屋武主査（消費・くらし安全課）】

資料6をご覧ください。

県では、県民の消費生活の安定と向上を目指すため、平成29年4月に「第3次沖縄県消費者基本計画」を策定し、消費者に関する各種施策を推進してきました。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化や成年年齢引下げなどの新たな課題に対応するため、基本目標の一つに「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を位置付け、一体的な計画とし、今後の施策をより総合的かつ計画的に推進していくため、「第4次沖縄県消費者基本計画」を策定しました。

6つの基本目標のもとに、22の施策の方向性を定め、126の施策に取り組んでいます。

基本目標1～3については、基本的には「第3次沖縄県消費者基本計画」を継承しています。

基本目標1 消費者の安全・安心の確保、消費者が安心して消費生活を送ることができるよう、食品や商品・サービスの安全の確保に関する取組等を推進しています。

新たな施策として、農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取組を追加しています。

続いて、基本目標2 自主的かつ合理的な選択の機会の確保、消費者の利益の擁護・増進を図るため、消費者が自主的かつ合理的に選択・行動できるように取引の適正性を確保する取組を推進しています。

新たな施策として、住宅性能表示制度の推進を追加しています。

基本目標3 消費者被害の防止と救済、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害に遭った消費者を迅速に救済する取組を推進しています。

新たな施策として、薬物乱用防止対策の推進と、高齢者等を消費者被害から守る取組を行うための情報交換や協議をするための「沖縄県消費者安全確保地域協議会」の開催を追加しています。

次に基本目標4 持続可能な社会の実現に向けた消費行動と事業活動の推進、持続可能な社会を実現するため、消費者と事業者が連携・協働し、食品ロスの削減やエシカル消費等に関する取組を推進しています。

こちらは、新たに追加した目標となっており、10個の新しい施策を追加しています。施策の方向性として、食品ロス削減の推進、環境に配慮した消費行動の推進、持続可能な社会の形成に資する取組の推進、事業活動におけるコンプライアンス向上に向けての自主的な取組の推進となっています。

「食品ロス削減の推進」については、今日お配りした、昨年度末策定の「沖縄県食品ロス削減推進計画」に基づき、県民運動として取組みを進めています。

食品ロス以外の新たな施策として、循環型社会形成の推進、環境保全農業の推進、消費者志向経営（サステナブル経営）の推進、公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進を追加しています。

次に、基本目標 5 考えて行動できる「うちな一消費者」の育成

令和4年4月からの成年年齢引き下げに対応できる若年者に対する消費者教育を充実させました。また、消費者トラブルから自分の身を守る、考えて行動できる「うちな一消費者」を育成します。

こちらが沖縄県の消費者教育推進計画となっており、基本的には「第2次沖縄県消費者教育推進計画」を継承したものとなっていますが、より充実させるため新たに9個の施策を追加しております。

若年者への消費者教育には保護者への消費者教育が重要となってくるため、PTA活動等と連携した保護者への消費者教育の推進・家庭における消費者教育を支援するための情報の提供を追加しています。

また、成年年齢引き下げに対応した消費者教育を充実させるため、学校教育等における消費者教育教材を活用した実践的な授業等の実施、外部人材を活用した消費者教育の推進、若年者への消費者教育を担う教職員等への研修の実施を追加しています。

また、沖縄県の県民所得や貯蓄現在高が全国最下位となっていることや、金融広報中央委員会が実施した金融リテラシーの正答率も全国最下位となっていることから、金融教育の推進を追加しています。

また、デジタル化の急速な進展により情報化への対応が重要となるため、情報教育の推進も追加しています。

続いて、基本目標 6 消費者行政を推進するための体制の充実、県消費生活センターと市町村が連携し、消費生活相談体制の広域化を推進します。

あわせて、消費者教育の拠点として関係機関と連携し、消費者教育を推進します。

こちらは、県消費生活センターの取組を充実させたものとなっており、市消費生活センター等の連携、県消費生活センターを拠点とした消費者教育の推進・Web（オンライン）を活用した講座等の実施を追加しています。

以上で、第4次消費者基本計画の説明を終わります。

【土屋会長】

ただ今の事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手していただきますようお願いします。

【東江委員】

先ほどのところでも広報についてお話しがありましたが、例えば我々の世代ですと新聞やテレビによって情報を得たりしますが、今の若い人は新聞を見ない、テレビもみないという状況です。小学校から高校生については学校教育にて強制的に配布するということができますが、大学生に匹敵する年代の若者に対してはどうしたらいいのかなと思っています。土屋先生に聞くのは変ですが、大学生はどういったところから情報を得ているのか、もし何かあれば教えていただきたいです。

【土屋会長】

私も調査をしたことがないので正確な回答ではありませんが、やはりSNSや友達からというのが非常に多いと思います。先ほどおっしゃっていたように、新聞はまず読んでいないかなと気がします。テレビに関してもテレビよりもインターネットでサブスクでも動画を見ることができるので、リアルタイムで見るというよりは、配信されたものを見ていくという印象を持っています。仮にこういった計画を広めるということであれば、SNSや誰か関心が高い友達からの情報など、そういった形が一番伝わりやすいかと思っています。

あと大学によって違いますが、琉球大学の教育学部の場合は、年次指導教員という担任制をしいていて、年2回学生を集めていろんなことを周知しています。その時に大学側からこういうことを周知してくださいという一覧が来まして、その中には仮想通貨の話などいろんな話があります。なので、そこから学生に伝えるということもできますが、大学によって取り組みが違いますので、前者の方が伝わりやすいかと思っています。

【東江委員】

そういうことであれば、県は動画を作ってYouTubeをあげるなどが必要なのかなと思います。

【事務局 棚原副参事（消費・くらし安全課）】

今、土屋先生からもお話しがあったように、学生の方はSNSを中心に情報を収集しているとの結果があるようです。先ほど説明した沖縄県金融広報委員会の上部組織である中央委員が配信している「マネビタ」という研修動画があります。フェイスブック、YouTube、ツイッターの3つの媒体を利用して紹介しております。しかし、自分から情報を取りに行き登録しないと自動配信がされないの、自分で取りに行くという最初のステップ、サイトがあるということをお知らせするところに、次の課題があるかと思っています。例えば、チラシなどの配布の際に、アイコンあるいはQRコードをお知らせして広報するという方法があるかと考えています。

【土屋会長】

ありがとうございます。少し補足で説明します。

やはり自分で取りに行くというよりも、SNSで流れている情報を見て、それで気になったらさらに調べるというところなので、そもそも取りに行かないとなかなか厳しいところがあるのかなと思います。そうなるといわゆるバズった動画や何かトレンドになるハッシュタグをつけるなど、いろいろな手法があるかと思います。ただそれを行政がやった場合、不都合なことが起こる可能性もあるかと思うので、大胆にならないといけない反面、慎重にもならないといけないかなと個人的には思います。

そのほか、いかがでしょうか。

【嵩原委員】

今の話で若年層への情報の伝え方が難しいという話は、日ごろ私も実感しているところで、そこは課題としてあるという前提で、こういう基本計画の周知の方法として、職域単位で下していくという方法にもう少し力を入れてやった方がいいのではないかと思います。職域の中であれば、以外と確実に伝わるかと思います。相手の受け取り方で温度差はあるかと思いますが、年齢層的にも職域の方が早く浸透するかと感じますので、この計画も少し工夫して、職場用に職員一人一人に配布できるような物にして、配布してはどうかというのが提案です。職域を通して、それを家庭に持ち帰り家庭の中での浸透もあるかと思うので、ぜひやってみてはどうかと思います。

皆、消費者ですが、必要性は自分が困った時にしか感じないと思います。トラブルに巻き込まれたとか、あるいは高齢者が家の中にいて介護が必要であるとか。年齢層で言えば、ミドルクラスの世代から変えていくということも1つの作戦ではないかと思えますので、検討されてはどうかでしょうか。

ちなみにうちの職場では、なかなかこういうものが共有されていないので、そこが課題だと思っています。そういう反省も踏まえて提案です。

【事務局 棚原副参事（消費・くらし安全課）】

ご提案ありがとうございます。こういったチラシ類については、これまでは主に、学校や組織にお配りしてきていましたが、今おっしゃるとおり、各会社や個別の事業所に福利厚生や社員に対する情報の提供依頼という形も可能かと思えます。食ロスの削減や金融リテラシーについても、ご家庭に持ち帰って生活の中で取組みを進めていただければと思います。そこを検討していきたいと思えます。ありがとうございます。

【土屋会長】

ありがとうございました。

層によってどう伝えていくか、工夫が必要かもしれないですね。

それでは時間ですので、この場で質問・確認ができなかった部分については、別途場を設定しますので、その際にご意見いただければと思います。

最後に本日の議事を振り返り、何かご意見はございませんでしょうか。

それでは、本日予定しておりました議事については、以上となります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を司会にお返しいたします。

【事務局 米須班長（消費・暮らし安全課）】

会長、どうもありがとうございました。

本日の議事内容につきましては、後日委員の皆様へ送付し、内容をご確認いただいた上で、当課のホームページに掲載させていただく予定としておりますので、よろしくお願ひします。

また、ご質問のありました件については、また改めてご連絡いたします。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、また貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。おつかれさまでございました。